

事務連絡

令和2年4月27日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に対するファビピラビルに係る観察研究の概要及び
同研究に使用するための医薬品の提供に関する周知依頼について

平素より、厚生労働行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の治療に関する知見は現時点では限られているため、厚生労働科学研究費補助金等による研究班において、既存の抗ウイルス薬のCOVID-19に対する効果を検証しているところです。

4月2日付「新型コロナウイルス感染症に対する厚生労働科学研究班等への協力依頼について（その2）」にて、研究への協力依頼をさせて頂いておりますが、このうち、アビガン（一般名：ファビピラビル）の利用について、問い合わせが多く寄せられていることから、ファビピラビルに係る観察研究の概要及び同研究に使用するための医薬品の提供について、別添のとおり取りまとめましたので、その内容について御了知いただくとともに、関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】

医政局研究開発振興課

担当：安井・山下

chikensuishin@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症対策推進本部（技術総括班）

担当：竹下、高橋

kansen-2019@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症に対する
アビガン(一般名:ファビピラビル)に係る観察研究の概要
及び同研究に使用するための医薬品の提供について

アビガン(一般名:ファビピラビル)とは、「新型又は再興型インフルエンザウイルス感染症(ただし、他の抗インフルエンザウイルス薬が無効又は効果不十分なものに限る。)」を効能効果として承認されており、基礎研究において、新型コロナウイルス感染症に対する効果が示唆されており、現在、観察研究をはじめ、臨床研究や治験においても、有効性等の検証を行っています。一方で、動物実験で催奇形性が確認されており、通常のインフルエンザウイルス感染症に使用されることのないよう厳格な流通管理及び十分に安全対策を実施すること等が承認条件とされています。

このため、新型コロナウイルス感染症に対するアビガンの使用については、医療機関が研究班による観察研究※に参加し、患者本人の同意があり、医師の判断によって使用が必要となった場合に限り可能となっているため、アビガンを利用するためには、本研究班に参加していただく必要があります。

※ 観察研究とは、医療機関内の倫理委員会等の手続を経て患者の同意を得た上で、本来の適応とは異なる投与等を行った治療について、治療結果等を集積し、分析する研究です。

【研究班に参加するための要件】

(1) 患者の要件

患者の同意を取得した上で、医療機関の医師の医学的判断に基づき、アビガンを使用できます。

ただし、妊娠可能な女性、妊娠させる可能性のある男性への投与は、慎重な検討が必要となっています。

(参考) 一般社団法人日本感染症学会「COVID-19 に対する抗ウイルス薬による治療の考え方 第1版」

- 1) 概ね 50 歳以上の患者で、低酸素血症を呈し酸素投与が必要となった例
- 2) 糖尿病・心血管疾患・慢性肺疾患、喫煙による慢性閉塞性肺疾患、免疫抑制状態等のある患者で低酸素血症を呈し酸素投与が必要となった例
- 3) 年齢にかかわらず、酸素投与と対症療法だけでは呼吸不全が悪化傾向にある例

(2) 医療機関の要件

- ・アビガン投与をご希望される施設については、医師の管理下で、確実な服薬管理・残薬管理ができること。
- ・患者さんご本人の同意を取得した上で、実際に使用頂くこと。(別添問5参照)
- ・観察研究について、倫理審査委員会の承認を受けること。(別添問1参照)
- ・薬剤を適応外で使用することについて、医療機関として通常必要な手続きを実施すること(別添問2参照)。

また、

・アビガンの投与に至った症例については、必要な情報を、情報をとりまとめている窓口(藤田医科大学及び国立国際医療センター)に提供頂くこととなりますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

【問い合わせ先】

投与の希望が生じた場合には、必要なアビガンが速やかに納入できるよう、富士フイルム富山化学株式会社、厚生労働省等関係者により、必要な体制が整備されています。以下に示す連絡先にご連絡頂ければ、速やかに対応させて頂いております。

■研究に関すること

藤田医科大研究事務局 covid-19@fujita-hu.ac.jp

NCGM レジストリ研究事務局 registry.covid@hosp.ncgm.go.jp

■副作用等の薬剤の情報に関すること

富士フイルム富山化学株式会社 ftc-avigan@fujifilm.com

■その他、薬剤の提供等に関すること

厚生労働省医政局研究開発振興課治験推進室 chikensuishin@mhlw.go.jp

【参考】(4月26日時点)

参加機関数 1,100 機関、投与患者数 2,194 人、データベース登録患者数 1,069 人

厚生労働省としても、1日でも早く、国民の皆様の不安を解消できるよう、有効な治療薬の開発を加速していくこととしておりますので、引き続き、ご協力方よろしくお願ひ申し上げます。

観察研究に関する Q&A

(問1) 観察研究への参加を審議するための倫理審査委員会が、医療機関にない場合はどのようにしたらよいですか。

(答)

観察研究を行う代表研究機関の倫理審査委員会による中央審査を採用してください。詳細は、代表研究機関の国立国際医療研究センター、藤田医科大学にご相談ください。

藤田医科大研究事務局 covid-19@fujita-hu.ac.jp

NCGM レジストリ研究事務局 registry.covid@hosp.ncgm.go.jp

(問2) アビガンを投与する前に、実施しなければならない医療機関内の手続きを教えてください。

(答)

各医療機関において医療安全の観点から求められている、医薬品の適用外使用に係る手続き(通常実施しているもの)を実施してください。

[参考]

医療法においては、未承認新規医薬品等を用いた医療の提供の実施の適否を確認する部門の設置等の措置を講ずることが定められています(特定機能病院及び臨床研究中核病院については義務、それ以外の病院については努力義務。医療法施行規則第9条の20の2第1項第8号等)。

(問3) アビガンの供給に関する希望を窓口に依頼する際、伝達しなければならない事項を教えてください。

(答)

患者への投与前までに、問2で示した医療機関内手続きが終了する見込みがあること、また、患者への同意が確実に得られる見込みがあることについて明記してください。

このほか、投与を予定する患者数についても、併せて伝達ください。

(問4) アビガンには、どのような副作用がありますか。

(答)

動物実験において、初期胚の致死及び催奇形性が確認されていますので、妊婦又は妊娠している可能性のある婦人には投与しないようお願いします。また、精液中に移行することも確認されており、妊娠させる可能性のある男性への投与につい

でも慎重な検討が必要です。あわせて、医師の管理下で、確実な服薬管理・残薬管理をお願いします。(なお、妊娠する可能性のある女性、妊娠させる可能性のある男性へ投与する際には、催奇形性に関する危険性について十分に説明した上で、投与期間中及び投与終了後7日間はパートナーとともに、極めて有効な避妊法の実施を徹底するよう指導してください。)

また、これまでの観察研究において、アビガン投与と因果関係が疑われる有害事象は、肝機能障害、高尿酸血症、腎機能障害、嘔気、皮疹、発熱、高ビリルビン血症が報告されています。

(問5) アビガン使用に関する患者同意文書はどうすれば良いですか。

(答)

代表研究機関である国立国際医療研究センターの国際感染症センターのホームページでひな形を公開していますので、参考にしてください。
(<http://dcc.ncgm.go.jp/information/index.html>)

(問6) アビガン以外で、どのような薬剤で観察研究が行われていますか？

(答)

現在、アビガン以外には、主に、オルベスコ(一般名:シクレソニド)、フサン(一般名:ナファモスタット)の観察研究が行われています。

オルベスコ: 吸入ステロイド薬で、抗炎症作用があり、気管支喘息が適応となっています。基礎研究において、コロナウイルスに対する抗ウイルス活性が確認されています。

フサン :プロテアーゼ阻害薬であり、急性膵炎等が適応となっています。基礎研究において、ウイルスが細胞に接着する分子との結合を阻害し、ウイルスの増殖抑制効果が期待される可能性があるとの報告があります。

(問7) アビガン以外の観察研究に参加したいのですがどのようにしたらよいですか？

(答)

参加を希望される医療機関は、藤田医科大研究事務局 (covid-19@fujita-hu.ac.jp)へ連絡してください。

患者同意の取得や、使用にあたっての医療機関内手続き等については、基本的にアビガンの場合と同様です。

(問8) オルベスコ(一般名:シクレソニド)は、添付文書上、「有効な抗菌剤が存在しない感染症」が禁忌となっていますが、使用してもよいのでしょうか。

(答)

オルベスコは、基礎研究において、コロナウイルス感染症に対する抗ウイルス作用が示唆された薬です。一方で、ステロイドであるため、「有効な抗菌剤が存在しない感染症」が禁忌となっていますので、観察研究にあたっては、主治医が、期待される効果と副作用とを勘案し、患者の同意を得て、慎重に投与すべきかを検討してください。

(問9) 介護老人保健施設(老健)、重症心身障害児施設、精神科単科の病院において(転院が困難な)患者さんに対してアビガンによる治療を行いたいのですがどのようにしたらよいですか。

(答)

転院が困難な症例は、医師の経過観察下で、各施設でのアビガン投与をお願いしております。患者要件は感染症学会ガイドラインを目安にしてください。

http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/covid19_antiviral_drug_200227.pdf

また他の医療機関と同様にアビガン観察研究への参加をお願いしております。アビガン投与、観察研究に関する手続きは(問1)から(問5)を参照してください。

(問10) アビガンの投与を希望する場合、どこに問い合わせればよいですか。

(答)

以下に示す連絡先にご連絡頂ければ、速やかに対応させて頂いております。

■研究に関すること

藤田医科大研究事務局 covid-19@fujita-hu.ac.jp

NCGM レジストリ研究事務局 registry.covid@hosp.ncgm.go.jp

■副作用等の薬剤の情報に関すること

富士フイルム富山化学株式会社 fffc-avigan@fujifilm.com

■その他、薬剤の提供等に関すること

厚生労働省医政局研究開発振興課治験推進室 chikensuishin@mhlw.go.jp